

南山城村地域応援商品券配布事業（取扱事業者募集）のご案内

南山城村では、デフレ完全脱却のための総合経済対策の一環として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の家計負担の軽減と、地域内消費の下支えによって事業者を支援することを目的として、全村民を対象に『南山城村地域応援商品券』を配布します。

この事業の実施に先立ち、村内全域で取扱事業者を募集いたします。

下記の内容をご確認いただき、取扱事業者登録を希望される事業者様は「取扱事業者登録申込書」に必要事項をご記入の上、南山城村役場「企画政策課」までお申込み下さい。

1. 事業名称	南山城村地域応援商品券配布事業
2. 事業者募集期間	令和6年2月1日（木）～令和6年2月29日（木） ※申込期間後でも随時受付しますが、商品券販売開始周知時の取扱事業者名簿には掲載できませんのでご了承ください。
3. 取扱事業者資格	南山城村内で営業している小売店・飲食店・サービス業等の事業者等 ※但し、次の事業者を除く ・利用できない商品のみを取扱う事業者 ・特定の宗教・政治団体に関わる者や公序良俗に反する内容の業務を行う事業者 ・南山城村暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第1項第3号に規定する暴力団員又は同項第4号に規定する暴力団員等に関わりがある事業者 ・その他村長が適当でないと認める事業者
4. 取扱事業者登録料	無料
5. 使用済み商品券の換金期間	令和6年4月1日（月）～令和6年10月7日（月）
6. 換金方法（事業者）	南山城村の窓口において、換金請求書に必要事項を記入し、使用済商品券を添えて提出してください。取扱店指定口座へ入金します。毎週月曜日を締め切りとし、翌週の月曜日にご指定の口座へ入金を行います。なお、月曜日が金融機関の営業日でない場合は、月曜日以降の金融機関の営業日の入金となりますので、ご了承ください。
7. 利用できない商品	（1）換金性があり、広域的に流通しうるもの [商品券・ビール券・図書券・切手・官製はがき・収入印紙・プリペイドカード等] （2）たばこ （3）車購入・土地購入・家屋建物新增改築に係るもの （4）国・地方公共団体への支払い（税などの公租公課） （5）公共料金等の支払い（使用料、手数料、指定ごみ袋、し尿くみ取り券など）

8. 商品券取扱厳守事項	<ul style="list-style-type: none"> ・商品券を現金に換金することはできません。 ・使用金額が商品券の額面に満たない場合であっても、つり銭の支払いは行なわないようご注意ください。 ・商品券の額面を超える支払に使用された場合の不足分については、現金等で受け取ってください。 ・受け取った商品券の保管及び管理には十分注意することとし、商品券の盗難、紛失、滅失等については、取扱事業者の責任において管理してください。
9. 取扱事業者申込方法	「商品券取扱事業者登録申込書」に必要事項をご記入の上、南山城村役場「企画政策課」までお申込み下さい。
10. 商品券の利用期間	令和6年4月1日（月）～令和6年9月30日（月） ※利用期間が過ぎた商品券は使用できませんので取扱いにはご注意ください。
11. 許可書	取扱店にご登録いただいた事業者様には「商品券取扱事業者登録許可書」をお渡しします。
12. 使用限度額	1店舗あたりの商品券の使用限度額はありません。
13. その他	登録事項に変更があった場合は、速やかに村に届け出てください。
14. 申込・お問い合わせ	南山城村役場「企画政策課」 〒619-1411 南山城村大字北大河原小字久保14番地1 TEL：0743-93-0107 FAX：0743-93-0444 E-mail:d_kikaku@vill.minamiyamashiro.lg.jp

商品券について

商品券発行団体：南山城村役場

商品券の内容：額面500円券×10枚を配布（1人当たり）

商品券配布時期：令和6年3月中旬頃配布予定

配布対象者：令和6年1月31日現在住民登録のある村民全員